

# 令和7年度

## 認定こども園入園のてびき



京丹波町食のキャラクター  
味夢（あじむ）くん

### 幼保連携型認定こども園とは・・・

幼保連携型認定こども園は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設で、教育と保育を一体的に提供します。また、こども園の入園には、『子ども・子育て支援新制度』にもとづく、「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。

★令和7年度のこども園入園を希望される方は、この「てびき」をご確認のうえ、お申し込みください。

### 京丹波町健康福祉部子育て支援課

〒622-0292  
京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1  
電話 0771-82-1394

～ 子育てを みんなではぐくむ 地域の輪 ～

# 目次

## ○ 京丹波町立認定こども園の概要

1. 京丹波町立認定こども園の概要について	2～8
1. 教育・保育給付認定とは	2
2. 教育・保育給付認定区分と対象者	2～3
3. 開園日・時間、休園日等(警報時の対応含む)	4
4. 通園区域・通園方法	4
5. 一時預かり事業	5
6. 長期休業期間の受入	5
7. 延長保育	5
8. 園指定用品	5
9. 園推奨品	5
10. 教材費	5
11. 災害共済給付制度への加入	5
12. 各こども園の子育て支援ルーム	6
13. 一時保育事業	6
14. 病児保育事業	6
15. 1日の生活の流れ(月曜日～金曜日)	7
16. 町立認定こども園における統一行事予定表	8
2. 入園手続きに関する事項	9～17
1. 入園申込みの受け付けについて	9～11
2. 認定の事由および有効期間について	12
3. 教育・保育給付認定および入園承諾の可否	12
4. 教育・保育給付認定区分の変更手続き	12
5. 入園承諾書における注意事項	13
6. こども園利用料について	14
7. 給食費(3～5歳児)の徴収について	14
8. こども園利用料および給食費の取扱いについて	14～17
9. 退園および家庭状況変更等に伴う手続き	17
10. その他	17
○認定こども園入園認定基準指数表	18～19

# 京丹波町立認定こども園の概要

保育所・幼稚園から認定こども園へ

少子化や就労環境の変化等により、就学前児童を取り巻く環境は様変わりをし、幼児期の教育の質が問われる情勢の中、本町においては、就学前児童に対する総合的な教育・保育の充実をはじめ、就労の有無に関わらず利用が可能なことや、一定規模の集団確保による良質な教育保育環境を保障するため、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「幼保連携型認定こども園」を令和4年4月に開設しました。

## 京丹波町立認定こども園

園名	所在地	定員	年齢別定員		学級数	年齢別定員		学級数	入園対象児
たんば こども園	〒622-0213 京丹波町須知藤ノ 森 34 番地	180 名	0 歳児	14 名	2 クラス	3 歳児	38 名	2 クラス	0 歳児 (10 か月) ～5 歳児
			1 歳児	22 名	3 クラス	4 歳児	40 名	2 クラス	
			2 歳児	26 名	2 クラス	5 歳児	40 名	2 クラス	
みずほ こども園	〒622-0311 京丹波町和田大下 42 番地 1	100 名	0 歳児	5 名	1 クラス	3 歳児	20 名	2 クラス	0 歳児 (10 か月) ～5 歳児
			1 歳児	10 名	1 クラス	4 歳児	25 名	1 クラス	
			2 歳児	15 名	1 クラス	5 歳児	25 名	1 クラス	
わち こども園	〒629-1117 京丹波町大倉家田 ノ上 5 番地 7	90 名	0 歳児	5 名	1 クラス	3 歳児	15 名	1 クラス	0 歳児 (10 か月) ～5 歳児
			1 歳児	5 名		4 歳児	25 名	1 クラス	
			2 歳児	15 名		1 クラス	5 歳児	25 名	

## 1. 教育・保育給付認定とは

町立認定こども園の利用を希望する際は、入園手続きと合わせて、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

新規入園児童については、入園申込時に「教育・保育給付認定申請」を、また、継続入園児童についても、現況届（教育・保育給付認定申請書と同じ様式）の提出をお願いします。

## 2. 教育・保育認定区分と対象者

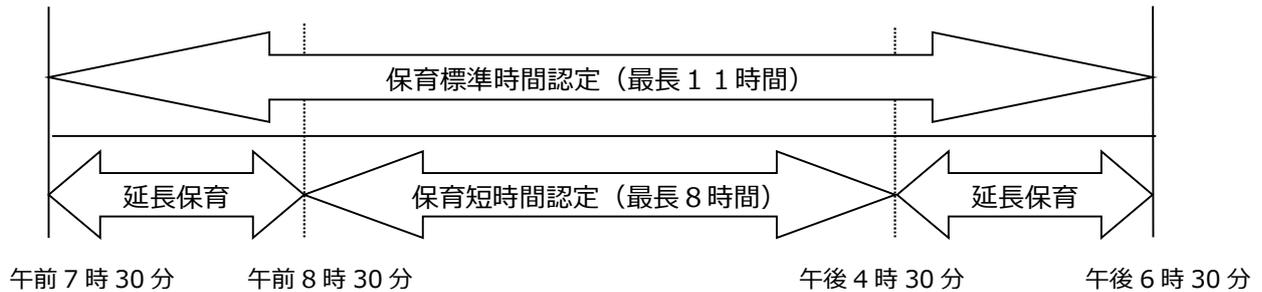
認定区分	対象児童	保育の必要性と必要量	
1号認定	町内在住の満3歳から小学校就学の始期に達するまでの児童（幼稚園枠）	なし	教育標準時間 4時間
2号認定	保護者の就労や疾病等の理由により保育を必要とする状況にある満3歳以上の児童（保育所枠）	あり	保育標準時間 11時間
			保育短時間 8時間
3号認定	保護者の就労や疾病等の理由により保育を必要とする状況にある満10か月以上3歳未満の児童（保育所枠）	あり	保育標準時間 11時間
			保育短時間 8時間

<参考> (1) 「保育標準時間」認定（早朝・延長保育時間を含む最長11時間設定）

➤原則として、就労証明書で1か月の就労時間が120時間を超えている場合等に適用します。保育時間は、平日が午前7時30分～午後6時30分までの11時間、土曜日が午前7時30分～午後0時30分までの5時間を上限とし、証明書類によって必要と認められる時間を設定します。

(2) 「保育短時間」認定（保育基準となる8時間設定）

➤原則として、就労証明書で1か月の就労時間が48時間～119時間の場合等に適用します。保育時間は、平日が午前8時30分～午後4時30分までの8時間、土曜日が午前8時30分～午後0時30分までの4時間を上限とし、証明書類によって必要と認められる時間を設定します。



(3) 保育の必要性の認定基準

要件区分	内容	保育の必要量認定区分
① 就労（家庭外・家庭内労働）	月に120時間以上 *下限基準例：週5日×1日6時間	保育標準時間
	月に48時間～119時間 *下限基準例：週3日×1日4時間	保育短時間
② 保護者の疾病・障害	疾病や負傷、精神もしくは身体に障害を有している場合	保育短時間（原則として）
③ 同居親族等の介護・看護	常時、介護または看護している場合	保育短時間（原則として）
④ 災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害復旧に当たっている場合	保育標準時間
⑤ 虐待・DVの危惧	虐待、または配偶者からの暴力により保育が困難な場合	保育標準時間
⑥ 妊娠(産前)・出生(産後)	妊娠中であるか、出産後間がない場合	保育標準時間
⑦ 求職活動	求職活動を常態としている場合	保育短時間
⑧ 就学・職業訓練	在学中、または職業訓練を受けている場合	保育短時間または保育標準時間
⑨ 育児休業取得時の継続利用	育児休業取得による継続利用が必要と認められる場合	保育短時間

※②③については、原則として「保育短時間認定」としますが、状況に応じて「保育標準時間認定」とすることも可能ですので、「標準時間」を希望される方は申請時にご相談ください。

※⑧については、「①就労」の要件を準用します。必ず、在学時間等がわかる書類（就労証明書に準ずるもの）を提出してください。

### 3. 開園日・時間、休園日等（警報時の対応含む）

#### ◆開園日及び開園時間

平日：午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 / 土曜：午前 7 時 30 分～午後 0 時 30 分

#### ■1号認定

【始業・終業時間】平日：午前 9 時～午後 1 時 30 分（登園時間…午前 8 時 30 分～9 時）

#### ■2・3号認定

【短時間認定（119 時間以下の就労）】

平日：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分 / 土曜：午前 8 時 30 分～午後 0 時 30 分

【標準時間認定（120 時間以上の就労）】

平日：午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 / 土曜：午前 7 時 30 分～午後 0 時 30 分

#### ◆休園日

日曜日、国民の祝日、年末年始及び、その他特に必要とする日

\* 1号認定児童は別に長期休業期間を設ける

【春季休業】 3/25～4/9      【夏季休業】 7/21～8/31      【冬季休業】 12/24～1/7

#### ◆警報時等の対応

【①\_午前 6 時時点で「大雨・洪水・大雪警報」発表の場合】

1号認定⇒臨時休園

2・3号認定⇒自宅待機。ただし、就労により保育が必要な場合は児童の安全を最優先、弁当持参で登園可。

【②\_午前 6 時時点で「暴風・暴風雪警報」発表及び土砂災害、交通遮断等登園時の安全が確保できない場合】

全園児⇒臨時休園

【③\_警報解除の場合】

1号認定⇒午前 6 時以降に解除となっても原則休園になります。

2・3号認定⇒午前 11 時までに解除された場合：弁当持参で登園可能

2・3号認定⇒午前 11 時以降に解除された場合：自宅で昼食を済ませて登園可能

【④\_登園後に「警報」が発表された場合】

全園児⇒状況に応じ保育時間の繰り上げ措置

【⑤\_震度 4 以上の地震が発生した場合】

全園児⇒登園前：自宅待機      ■登園後：安全確認後判断する

【⑥\_午前 6 時時点で「特別警報」発令中の場合】

全園児⇒臨時休園（※警報が解除となっても臨時休園は継続）

### 4. 通園区域・通園方法

#### ◆通園区域

通園区域は全町を対象としていますので、ご希望の町立認定こども園に入園することができます。

ただし、定員などの関係でご希望に応じられない場合がありますのでご了承ください。

なお、町外の認定こども園等への入園は、特段の事情がある場合にのみ認められますので、希望される方はご相談ください。

#### ◆通園方法

通園区域を設けないことによる 3 地区での運行体制の確保や、統合園となり児童数が増加することなどに配慮して、通園時における子どもの安全確保、保護者と保育者との日常的な連携が図れることから、「保護者による送迎」とします。

## 5. 一時預かり事業

【対象児童】1号認定児童のみ（保護者の就労、通院、看護、冠婚葬祭等の場合に限る）

【実施期間】月曜日から金曜日の、午後1時30分から午後4時30分

（※恒常的に利用される場合は、2号認定への変更を要請）

【実施内容】在籍する園でのみ利用可能。事前申し込み必要（利用する日の3日前までに）

【利用料】30分100円

## 6. 長期休業期間の受入

【対象児童】1号認定児童のみ

【実施期間】夏季休業期間（7/21～8/31）の月曜日から金曜日（午前9時から午後1時30分まで）

【実施内容】在籍する園でのみ利用可能。事前申し込み必要（利用する年度の7月10日まで）

【利用料】1回450円

## 7. 延長保育

【対象児童】2号認定及び3号認定を受け、就労等により午前8時30分～午後4時30分までの8時間を超えて、保育時間の延長が必要と認められる児童

【実施場所】在籍する園でのみ利用可能。別途申請必要

【実施時間】開園時間内において必要と認められる時間

【利用料】1回200円（※短時間認定児童のみ。現行同様）

## 8. 園指定用品

①通園かばん（リュック）

②カラー帽子

裏地：黄色・ネックガードあり

③スモック（貸与品）

※①及び②は保護者負担ですが、③は町で負担しております。

## 9. 園推奨品

活動服

<上> 半袖・長袖とも：白色

<下> 半ズボン、長ズボンとも：紺色（半ズボンは長め・前ポケットあり）

## 10. 教材費

■5歳児（800円/年） ■4歳児（500円/年） ■3歳児（500円/年）

■乳児組（年度末精算） ※乳児組は年会費ではありません。

## 11. 災害共済給付制度への加入

事故等に備えて、町と保護者が共済掛金を負担する日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入していただけます。加入は任意となっています。

【共済掛金】 独）日本スポーツ振興センター共済掛金規定による。

〈参考〉令和6年度・保護者負担額：285円のうち162円

## 12. 各こども園の子育て支援ルーム

【対象児童】 就学前未就園児童及びその保護者

【実施期間】 月曜日から金曜日の「午前 9 時 30 分から午後 2 時 30 分」（開設日は園毎に設定）

＜除外日：土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始及びその他特に指定する日＞

【実施場所】 各こども園の子育て支援ルーム

【実施事業】 ①ルーム開放、②子育て相談

③園活動体験、④地域との連携（事前申し込み必要）

【利用料】 なし（※一部事業内容により実費負担あり）

## 13. 一時保育事業

【対象児童】 町内に在住する就学前未就園児童のみ

（保護者の通院、看護、冠婚葬祭等の場合に限る）

【実施期間】 月曜日から金曜日の「午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分」

＜除外日：土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始及びその他特に指定する日＞

【実施場所・定員】 京丹波町子育て支援センター（拠点型）

利用定員 3 名/日。事前申し込み必要（利用する日の 3 日前までに）

【利用料】 3 歳児未満 250 円/時間（2,000 円/日）

3 歳児以上 200 円/時間（1,600 円/日）

※いずれも昼食は弁当持参

## 14. 病児保育事業

【対象児童】 町内に在住する生後 10 ヶ月から小学校入学までの児童

【実施期間】 月曜日から金曜日の「午前 8 時から午後 5 時 30 分」

＜除外日：国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）＞

【実施場所】 京都中部総合医療センター 本館南側

【利用料】 1 日 2,500 円 半日（5 時間以内）1,500 円

※昼食代別途 300 円

【予約】 予約受付時間：前日午後 4 時～当日午前 10 時

※ご予約の際は、病児保育ネット予約システム「あずかるこちゃん」で事前にアカウント登録のうえ、利用申し込みをしてください。

※当日の午前 7 時～8 時に、申し込み順に「あずかるこちゃん」から「予約確定」または「利用不可」を通知します。

下の QR コードから「あずかるこちゃん」にアクセスのうえ、アカウントを作成ください。



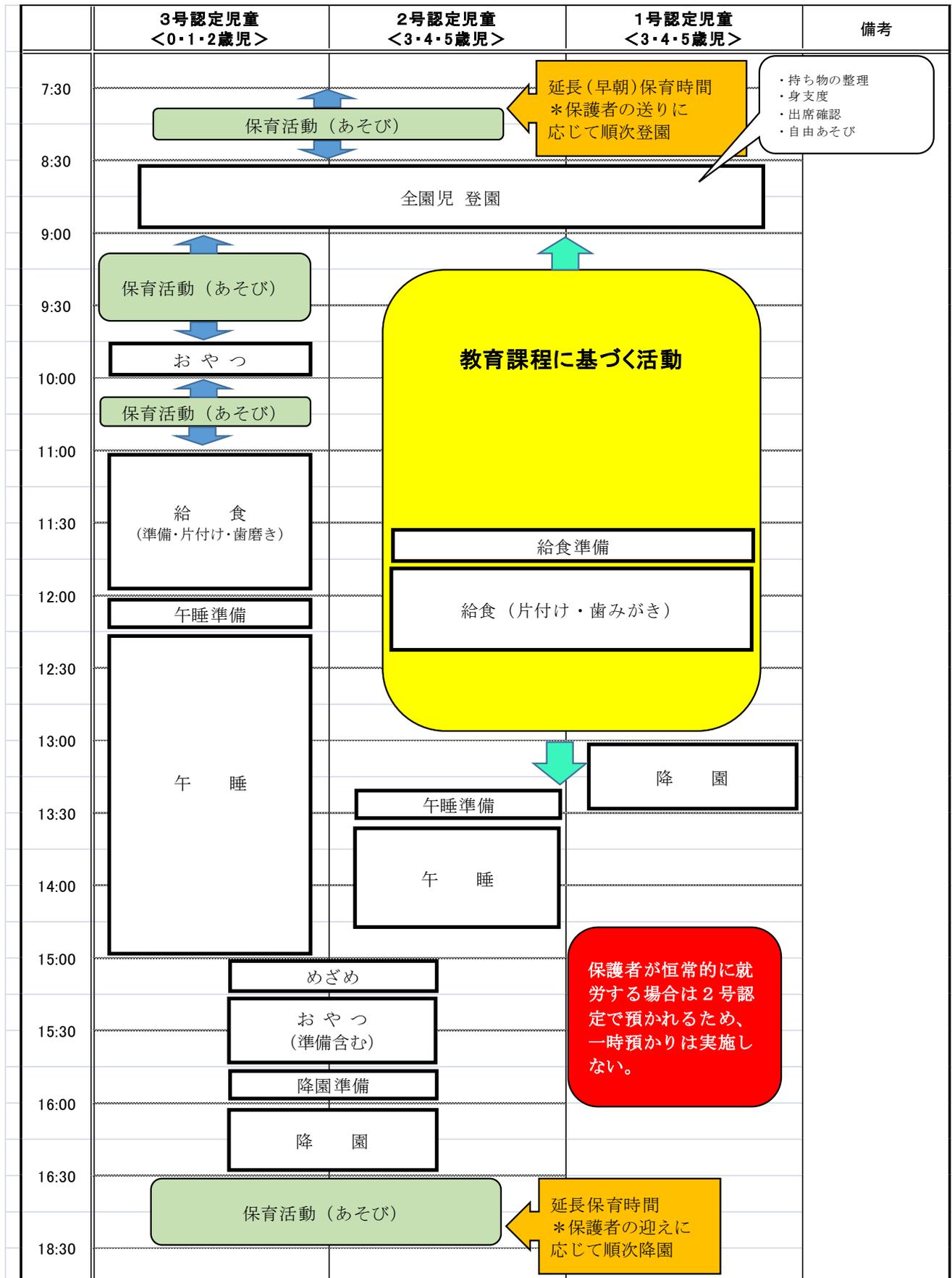
【問い合わせ】

病児保育室「ひまわり」（京都中部総合医療センター内）

TEL 0771-21-8299（直通）

15. 1日の生活の流れ (月曜日～金曜日)

※土曜保育はこの限りではありません



## 16. 町立認定こども園における統一行事予定表

月	行 事
4月	入園式、年度初め式 参観日 保護者会等総会
5月	給食試食会 交通教室
6月	
7月	個別面談（全園児） ※8月にかけて実施 終業式
8月	
9月	始業式
10月	運動会
11月	防災訓練
12月	クリスマス会 生活発表会 終業式 個別面談（希望者のみ） ※1月にかけて実施
1月	始業式
2月	節分会 参観日
3月	修了証書授与式 修了式 進級式

※この他、各園の独自行事、保護者会等行事があります。

※行事の実施時期は前後する場合があります。（別途、園からお知らせします）

# 入園手続きに関する事項

## 1. 入園申込みの受け付けについて

令和7年度中(令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間)に入園を希望される方は、次の一斉受付期間内に申込みをしてください。

○一斉受付期間：令和6年11月1日(金)～令和6年11月22日(金)

○受付場所：各こども園、子育て支援課

○令和7年度における入園対象年齢

認定こども園の入園児童対象年齢は、満年齢ではなく次の基準で区分します。

区 分	対象児童	認定区分
0 歳 児 (育児休業明け児)	令和7年度中に満1歳になる児童 + 満10か月以上児	3号認定
1 歳 児	令和5年4月2日生 ～ 令和6年4月1日生	
2 歳 児	令和4年4月2日生 ～ 令和5年4月1日生	
3 歳 児	令和3年4月2日生 ～ 令和4年4月1日生	1号認定 または 2号認定
4 歳 児	令和2年4月2日生 ～ 令和3年4月1日生	
5 歳 児	平成31年4月2日生 ～ 令和2年4月1日生	

※年度途中からの入園(育児休業明けなど)を希望される場合も、一斉受付期間に申込みをしてください。

※妊娠中(入園申込時)の場合も、年度途中からの入園を希望される場合は、一斉受付期間内に申込みをしてください。

※なお、令和7年度の随時申込みは、令和7年2月1日から受付を開始します。

(1) 必ず提出が必要な申請書類

①こども園入園申込書 \*児童1人につき1枚必要【様式第1号】

令和6年度から継続して入園を希望される場合も「こども園入園申込書」の提出をお願いします。

※年度ごとに提出が必要です。

②教育・保育給付認定申請書(現況届) \*児童1人に1枚必要【様式第2号】

令和6年度から継続して入園を希望される場合は、「現況届」として提出をお願いします。

「認定事由」によって「利用希望期間」が異なります。

«P12「認定事由および有効期間について」参照»

※継続入園の方は「利用希望期間」の記入は必要ありません。

ただし、「認定事由」や「保育の必要量認定区分」を変更する場合は、記入する必要があります。

### ③個人番号申告書 【様式第2号 別紙】

新規での入園申込みをされる場合は、教育・保育給付認定申請に個人番号の記載が必要ですので、「個人番号申告書」に申請者（保護者）の本人確認書類（番号確認書類と身元確認書類）の写し（コピー）を添付して提出をお願いします。

※継続して入園される児童の場合は、個人番号申告書の提出は必要ありません。

※2名以上の児童の入園を申し込まれる場合であっても、個人番号申告書は1枚の提出で構いません。

※個人番号申告書の提出がない場合、令和6年1月1日現在（または令和7年1月1日現在）において京丹波町に住民登録がない方は、前住所地が発行する市町村民税課税証明書の提出をお願いすることがあります。

\* 申込書類は、子育て支援課と各こども園に設置しています。また、京丹波町ホームページからもダウンロードすることができます。

\* 必要な書類がすべて揃ってから、まとめて受け付けしますので、「申請書類一式」を揃えて提出をしてください。



認定こども園の入園の手続きは、入園を希望される児童および児童の保護者が居住(住民登録等)する市町村で行うため、入園承諾をした後に転出をされると、決定していた認定こども園であっても、改めて手続きをしていただく必要があります。申込み時点で、令和7年4月以降の転出を予定されている方があれば、事前にご相談ください。

(2) 事由に応じて提出が必要な書類（※2号認定および3号認定を希望される方のみ必要）

入園を希望される児童の保護者それぞれについて該当する書類を提出してください。なお、希望する認定こども園への優先利用を判断する調整指数«P18「参考資料」参照»において、65歳未満の同居家族の就労状況に応じた減算があるため、65歳未満の同居家族も同様に状況に応じた必要書類を提出してください。

事 由	必 要 書 類	証 明 者
(1) 就労	【外勤の場合】就労証明書（様式第3号）	勤 務 先
	【自営業の場合】就労証明書（様式第3号） ※自己証明の場合、事業所得の有無を町で確認します。 ※必要に応じて開業届出書の写しや申立書等の提出をお願いすることがあります。	自 営 主
(2) 妊娠・出産	出産証明書、出産予定証明書または母子手帳の写し	医療機関等
(3) 保護者の疾病・障害	医師の診断書、または障害者手帳等の証明書類の写し	医療機関等
(4) 同居親族等の介護・看護	同居親族等の状態がわかる書類（医師の診断書、障害者手帳等）	医療機関等
(5) 災害復旧	【自宅等の復旧作業】 り災証明等の書類	役 場
	【災害復旧ボランティアへの参加等】 活動内容等がわかる書類	参加団体等
(6) 求職活動 ※一斉受付期間のみ	就労証明書（様式第3号） * 『備考欄』に「求職中」と明記	★ 自己証明
(7) 就学 ・職業訓練	在学および職業訓練を受けていることが証明できる書類（時間・曜日等が確認できるもの）	就 学 先 等
(8) 虐待・DV	—	—
(9) 育児休業取得時の継続利用	就労証明書 * 「備考欄」に期間等を明記	勤 務 先 等

※他にも、優先利用を判断する場合に必要な書類等の提出をお願いすることがあります。

※疾病、介護・看護の場合は、その状況が分かるように教育・保育給付認定申請書等に記入し、必要書類を添付してください。また、身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている場合は、その写し（コピー）を添付してください。

※「(7)就学・職業訓練」の証明には、就労証明書(様式第3号)を利用してください。

※就労証明書等の押印廃止に伴い、記入内容について、事業所等に問い合わせることがありますので、ご了承ください。

※兄弟姉妹が入園する場合、就労証明書(様式第3号)は原本1枚を提出してください。

★保護者が求職中の場合について

『教育・保育給付認定申請書（現況届）』の「②申請児童の家庭の状況」の該当者の「備考」欄および『就労証明書』（様式第3号）の「備考欄」に「求職中」と記入してください。

「求職中」で入園された場合は、入園後3か月以内に仕事に就いていただき、「就労証明書」（様式第3号）および「教育・保育給付認定(変更)申請書」を必ず提出してください。

<ご注意ください!!> 「求職中」でこども園に入園された場合、入園後3か月以内に就労証明書が提出されなければ、保育の実施を解除（退園）することになります。

## 2. 認定の事由および有効期間について

認定の事由により有効期間が異なるため、認定事由が変更になれば改めて変更認定申請が必要となります。なお、支給認定証の有効期間は、こども園の入園を確約するものではなく、認定こども園入園に関しては毎年の入園申込み手続きによって決定します。

認 定 事 由	有 効 期 間	
	1・2号認定	3号認定
① 就労（家庭外・家庭内労働）	小学校就学の始期に達するまで	満3歳に達する日の前々日まで *「年齢計算に関する法律」に基づき「満3歳に達する日の前々日」が有効期間となります。
② 保護者の疾病・障害		
③ 同居親族等の介護・看護		
④ 災害復旧		
⑤ 虐待・DVの危惧		
⑥ 妊娠(産前)・出生(産後)	・妊娠中：予定日から起算して産前8週間 ・出産後：出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	
⑦ 求職活動	・一斉受付のみ：入園の日から起算して3か月 ・入園期間中の年度途中：離職した日から起算して2か月	
⑧ 就学・職業訓練	・就学：保護者の卒業予定日 ・職業訓練：保護者の修了予定日	
⑨ 育児休業取得時の継続利用	・育児休業対象児童の出産日から起算して1年間を経過する日の翌月末まで	

※いずれも、証明書類などに期間の明示があれば、その日まで有効。

※⑥⑦⑧については、「2号認定」で小学校就学の始期に達する場合、「3号認定」で満3歳に達する日の前日に至る場合は、その日まで有効。

※⑨については、保護者が育児休業を取得する時点で教育・保育施設に在籍している児童があり、継続して利用する必要があると認められる場合のみ有効。

## 3. 教育・保育給付認定および入園承諾の可否

一斉受付期間内に受け付けた申込みに対する入園承諾の可否は、申請書類に基づき、状況を審査したうえで、「子ども・子育て支援新制度」における教育・保育給付認定の可否と合わせて、令和7年1月中旬以降に通知する予定です。（継続入園の児童は入園承諾の可否のみ通知します。）

## 4. 教育・保育給付認定区分の変更手続き

就労の状況等が変わったことにより、教育・保育給付認定区分の変更を希望される場合、毎月10日までを申請受付期間とし、認定した場合は申請を受け付けた日の属する月の翌月から適用します。なお、こども園利用料等については、日割りではなく適用月の1日を基準とします。

### 【変更申請時の提出書類】

- ①教育・保育給付認定申請書
- ②就労証明書など変更事由を証明する書類
- ③家庭状況変更届

## 5. 入園承諾書後における注意事項

入園が決定した方は、各こども園で入園説明会を受けてください。また、次のことについてあらかじめご承知おきください。

- (1) 入園承諾書通知後に入園を辞退されることになった場合は、ただちに子育て支援課に「辞退届」を提出してください。
- (2) 2号認定および3号認定の児童が入園してから、家庭で保育できる状態になったときは、認定こども園への入園要件がなくなったと判断し、入園を解除します。

※1号認定に切り替えることも可能です。

- (3) 入園承諾後に新規入園児童のみ「**入園前健康診断**」を実施します。日程等の詳細は後日改めて案内を通知します。
- (4) 世帯構成・住所・保護者・税額・勤務先等が変更になった場合は、ただちに子育て支援課または、こども園へ「家庭状況等変更届」を提出してください。
- (5) こども園入園日から起算し、1週間から10日程度「**ならし保育期間**」が必要となります。児童が環境の変化に少しずつなじめるよう、期間中は迎え時間を午前11時、午後0時30分、午後4時30分と順に延ばしていきます。
- (6) 新規で年度当初から入園される場合、入園承諾書の実施期間は令和7年4月1日からとされていますが、実際に入園いただけるのは「入園式」からとなり、そこから「**ならし保育期間**」が始まります。
- (7) 年度途中に入園される方については、入園される1か月前を目安にこども園から連絡をし、面談の日程を調整します。

- 3号認定のみ「標準時間認定」と「短時間認定」では料金設定が異なり、「短時間認定」の方がこども園利用料が安くなります。標準時間認定に該当する方でも午前8時30分～午後4時30分を超える利用を希望されない方は、教育・保育給付認定申請時に「保育短時間認定」を選択してください。

※ただし、「短時間認定」の方が、延長保育を利用されると日額200円が必要です。

※延長保育料は無償化の対象外です。

- 「短時間認定」と「標準時間認定」の切り替えは、保護者からの申請にもとづいて行います。ただし、認定時点において就労時間120時間以上であった方が、就労形態等の変更により120時間に満たない状況が常態化しているとみなされるときは、遡って延長保育料を請求する場合があります。

## 6. こども園利用料について

国において、令和元年10月1日から「幼児教育・保育の無償化」が実施されました。

これに伴い、以下の児童が対象となります。

### 【利用料無償化対象】

- ・ 3～5歳児のすべての児童
- ・ 0～2歳児の町民税非課税世帯の児童

## 7. 給食費（3～5歳児）の徴収について

給食費については、無償化の対象外であり、自宅で子育てを行う場合も同様に係る費用であるため、保護者負担が原則となり、1号認定児童は月額4,000円を、2号認定児童は月額4,500円を「こども園給食費」として徴収します。

※1号認定児童は、長期休業期間を考慮して給食費月額を平準化しているため、毎月徴収します。

## 8. こども園利用料および給食費の取扱いについて

こども園利用料および給食費は、原則として対象児童の令和7年4月1日時点の満年齢と、保護者（基本的に父母、ただし同居する父母以外が家計の主宰者と認められる場合はその方を含む）の市町村民税額（主に所得割課税額）をもとに算定します。なお、こども園利用料および給食費は、ひとり親家庭や生活保護世帯等の軽減、多子軽減（第2子半額等）、京都府および京丹波町独自の第3子以降利用者負担額等の無償化による減免・免除を適用したうえで決定します。

（注意）未申告の場合は、利用料等徴収基準額表の最も高い階層区分を適用し、徴収します。

### （1）算定スケジュール

月分利用料等	決定時期（予定）	基準となる課税額
4月～8月分	令和7年4月	令和6年度市町村民税額 （令和5年中所得）
9月～3月分	令和7年9月	令和7年度市町村民税額 （令和6年中所得）

※市町村民税額については、調整控除を除く税額控除適用前の金額です。

### （2）徴収対象

通園の実態に関わらず、こども園に籍がある場合は料金徴収の対象となります。退園をされる場合、退園届を受理した後でないと退園の措置をすることができませんので、必ず事前に手続きを行ってください。月途中の入退園の場合は、日割計算した料金を徴収します。

### (3) 税額変更等による料金の見直し

税の修正申告等により市町村民税に変更が生じた場合や結婚・離婚等の理由により家庭状況が変更した場合は、料金の見直しを行うことで金額が変わる可能性があります。料金の見直しは、事実を確認した翌月以降からの適用となりますので、該当する場合は必ず税額変更を証明する書類若しくは家庭状況変更届を提出してください。なお、料金の見直しによる変更・減額・還付は当該年度内のみであり、年度を超えて対応することはできませんのでご注意ください。

### (4) 滞納への措置

利用料等については認定こども園の運営等に必要な財源であることから、毎月指定日までに必ず納付してください。利用料等を滞納されると、滞納処分等を行う場合があります。また、滞納がある場合、入園における優先度合を判断する調整指数において減算の対象となります。

### (5) 納付方法

こども園に係る利用料等の納入方法は、納入者の利便性と納入金の安全を確保するため、原則として口座振替による納付となります。口座振替の申請書は子育て支援課、役場本庁・各支所で配布しています。特別な事情のため口座振替で納付ができない方には、毎月中旬（17日頃）に送付する納付書で納付してください。また、利用料等は毎月末（月末が金融機関休業日の場合は、その休業日明けの営業日）が納期限となります。

#### <取扱金融機関>

京都銀行  
京都北都信用金庫  
京都信用金庫  
京都農業協同組合  
ゆうちょ銀行

※口座振替の手続きは、希望される左記の取扱金融機関で行うことができます。通帳と届出印、身分証明書をご持参のうえ、手続きを行ってください。  
※預金不足で引き落としができない場合、再振替ができませんのでご注意ください。その場合、納付書を送付しますので期日までに納入ください。

こども園利用料および給食費徴収基準額表

(単位：円)

各月初日の入園児童が属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額)			
階層区分	定義	3号認定 (0・1・2歳児)		2号認定 (3・4・5歳児)	
		保育 標準時間	保 育 短時間	給食費	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	
B	町民税非課税世帯	0	0	0	
C1	町民税均等割課税世帯	9,000	8,800	0	
C2	町民税所得割課税世帯	8,000円未満	13,000	12,700	0
C3		8,000円以上 48,600円未満	17,000	16,700	0
C4		48,600円以上 50,000円未満	20,000	19,600	0
C5		50,000円以上 54,000円未満	23,000	22,600	0
C6		54,000円以上 57,700円未満	25,000	24,500	0
		57,700円以上 70,000円未満			4,500
C7		70,000円以上 77,101円未満	28,000	27,500	※1 4,500
		77,101円以上 83,000円未満			4,500
C8		83,000円以上 97,000円未満	30,000	29,400	4,500
C9		97,000円以上 121,000円未満	33,000	32,400	4,500
C10		121,000円以上 144,000円未満	36,000	35,300	4,500
C11		144,000円以上 169,000円未満	38,000	37,300	4,500
C12		169,000円以上 301,000円未満	41,000	40,300	4,500
C13		301,000円以上 397,000円未満	45,000	44,200	4,500
C14	397,000円以上	50,000	49,100	4,500	

【備考】表中の児童の年齢は、年度の初日の前日の満年齢です。

※1. ひとり親世帯等は町民税77,101円未満世帯の児童は給食費免除となります。

※年収360万未満相当(町民税57,700円未満)の世帯の児童は給食費免除となります。

※国や京都府、または京丹波町独自で実施するこども園利用料の軽減や無料化の制度があります。

※京丹波町では、18歳未満の子どもの中で第3子以降の児童については、こども園利用料および給食費が無料になる制度を設けています。

1号認定こども園給食費徴収金準額表	
階層区分	給食費
第1階層 (生活保護世帯)	0円
第2階層 (年収270万円未満相当)	0円
第3階層 (年収360万円未満相当)	0円
第4階層 (年収680万円未満相当)	4,000円
第5階層 (年収680万円以上相当)	4,000円

※京丹波町では、18歳未満の子どもの中で第3子以降の児童については、給食費が無料になる制度を設けています。

## 9. 退園および家庭状況等の変更に伴う手続き

年度の途中に退園するときは、事前に「退園届」をこども園に提出してください。また、入園承諾後において、世帯構成や住所、保護者、税額、勤務先（就業・離職含む）等が変更になった場合は、ただちにこども園に「家庭状況変更届」と必要書類を提出してください。

## 10. その他注意事項

- (1) 今までに乳幼児健診等で指摘事項があったり、集団生活において健康面等で配慮が必要と思われる児童の場合は、入園申込時にご相談ください。
- (2) 入園申込みの説明会は行いません。入園申込みのことで分かりにくいことがあれば、子育て支援課にお問い合わせください。
- (3) 入園承諾の期間は、4月1日を始期として翌年3月31日までの最長1年間です。そのため入園申込書の提出は毎年必要となります。
- (4) なお、認定こども園入園認定基準指数表により、入園の優先度や利用調整を判断する場合があります。《P18「参考資料」参照》

# 認定こども園入園認定基準指数表

京丹波町では、保育の必要性並びに入園の優先度を、次の指数表に基づき確認します。なお、希望の認定こども園で受け入れできない場合に行う「利用調整」においても、この指数表を判断基準とします。

## ① 保育認定における保護者の事由による基本指数

事由番号	認定事由	細目(保護者等の状況)		基本指数	
1	就労	保育時間内 (a.m.7:30 ~p.m.6:30)	8時間以上を常態(月160時間以上)	20	
			月20日以上(週5日以上)	6時間以上8時間未満を常態(月120時間以上)	19
				4時間以上6時間未満を常態(月80時間以上)	17
			月12日以上(週3日以上)	8時間以上を常態(月96時間以上)	18
				6時間以上8時間未満を常態(月72時間以上)	16
				4時間以上6時間未満を常態(月48時間以上)	15
		その他	勤務実態から保育ができないと認められる場合	10	
		保育時間外 (p.m.6:30 ~a.m.7:30)	8時間以上を常態(月160時間以上)	18	
			月20日以上(週5日以上)	6時間以上8時間未満を常態(月120時間以上)	17
				4時間以上6時間未満を常態(月80時間以上)	15
			月12日以上(週3日以上)	8時間以上を常態(月96時間以上)	16
				6時間以上8時間未満を常態(月72時間以上)	14
4時間以上6時間未満を常態(月48時間以上)	13				
その他	勤務実態から保育ができないと認められる場合	8			
2	妊娠・出産	産前・産後で有効期間内のみ		14	
3	保護者の疾病・障害	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等を保有し、かつ医師の診断書がある場合		20	
		身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等を保有している場合 * 等級等で審査		15~10	
		医師の診断書のみの場合		15	
4	同居親族等の介護・看護	同居し、常時臥床の高齢者・重度心身障害者等の常時介護 * 診断書・手帳等で審査		20~18	
		入院・通院等の付き添い(週3日、1日4時間以上)を含む介護		14	
		上記以外		8	
5	災害復旧	火災等による家屋の損傷、災害の復旧活動中		20	
		復旧活動へのボランティア参加 * 「1 就労」を準用		20~8	
6	求職活動	就労証明書は提出できないが就業先との調整が一定図られている場合		8	
		上記以外		5	
7	就学・職業訓練	入学等が確定している場合 * 「1 就労」を準用		20~8	
		上記以外 * 「6 求職活動」を準用		8~5	
8	虐待・DVの危惧	関係機関に相談し、家族等も認知している場合 * 状況により判断		20~12	
		上記以外 * 状況により判断		18~10	
9	育児休業取得時の継続利用	入園している児童が教育の関係する3歳児~5歳児の場合		14	
		入園している児童が0歳児~2歳児の場合		8	

\* 教育・保育給付認定申請書および提出書類(就労証明書等)によって、保護者それぞれに指数を算出します。

なお、ひとり親家庭については「優先利用」の指数で加算措置します。

## ② 保育認定における優先利用等の調整指数

番号	保護者および家庭の状況	調整指数
1	ひとり親家庭	+22
2	生活保護世帯	+2
3	生活中心者の失業により就労の必要性が高い場合	+2
4	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合	+2
5	子どもが障害を有する場合	+2
6	育児休業明け	+2
7	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一のこども園等の利用を希望する場合	+2
8	小規模保育事業などの卒園児童	+2
9	その他市町村が定める事由	
	①就労していない65歳未満の同居の親族があり、就労証明書等が提出されていない場合	-5
	②保護者に、こども園利用料、こども園給食費、こども園延長利用料、こども園一時預かり利用料のいずれかに滞納がある場合 ・現年度分と過年度分両方に滞納がある場合 … <調整指数> -8 ・現年度分で3か月以上の滞納がある場合 … <調整指数> -6 ・現年度分で2か月分の滞納がある場合 … <調整指数> -5 ・過年度分のみ滞納がある場合 … <調整指数> -6	-8~-5
	③一斉受付期間中に申請書類が提出されなかった場合	-5

- \* 調整指数は、教育・保育給付認定申請書の申請者(保護者)氏名欄に記載された方のみに加減します。
- \* 優先利用の事由に該当するかの審査にあたり、関係機関等に確認をする場合があります。
- \* 優先利用の事由に複数該当する場合は、該当するすべての調整指数を加減対象とします。
- \* 3の項目は、税情報閲覧により生活中心者と認められる場合のみ適用します。
- \* 4の項目は、関係機関に相談している場合等において、状況を確認のうえ加算の有無を判断します。
- \* 6の項目は、利用希望期間の始期が育児休業明け日から3か月以内であって、その旨が就労証明書で明記されている場合に適用します。
- \* 8の項目は、卒園証書等の証明書類が提出されている場合に適用します。
- \* 9-①の項目において対象となる同居親族が複数ある場合、その内1人でも提出されていなければ適用します。  
なお、家庭状況全体での調整指数のため、提出されていない親族数を乗じることはありません。また、公平性の観点から、認定申請書の記載事項と同居の親族の実態に違いがあると判明した場合、調整指数を-8とします。
- \* 9-②の項目における現年度分の基準は、9月分までの収納状況で判断します。
- \* 9-③の項目における申請書類には、課税証明書等の税額を証明する書類は含みません。

### 指数表の考え方

次により算出した数字を、保育認定基準における指数とします。

**「①基本指数(保護者毎)」 ± 「②優先利用等の調整指数」**

### 注意事項

- ・この指数表は、保育の必要性の確認、並びに入園の優先度や利用調整を判断する際に用いるものであり、入園の可否を審査するものではありません。
- ・適正な指数を算出するために、記載事項や提出書類に不備がないよう気を付けてください。